

## 「種苗法施行規則」及び「使用基準省令」の一部改正について

### 趣旨

食用農作物等に農薬を使用する際には、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省令・環境省令第5号。以下「使用基準省令」という。）により農薬の容器に表示されている使用回数を遵守しなければならないこととされている。

農業生産においては、は種から収穫までを自ら行う場合の他、種苗業者から種苗を購入し、当該種苗をもとに食用農作物等を生産する場合がある。この場合、食用農作物等を生産する者は、当該種苗段階において農薬が何回使用されたかが不明なため、その回数を含めて農薬の容器に表示されている総使用回数を遵守することは困難であった。

しかしながら、食の安全を確保するためには、その農作物等に農薬が使用された回数が重要であることから、これを確保するため使用基準省令及び種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）について所要の改正を行う。

### 改正の概要

#### 1 種苗法施行規則の一部改正

指定種苗を販売する場合に必要な表示事項に、指定種苗の種苗段階で使用した有効成分ごとの農薬の使用回数を加えることとする（第23条第3項）。

なお、併せて指定種苗を定める告示を改正し、指定種苗の範囲を拡大する。

#### 2 使用基準省令の一部改正

指定種苗を用いて食用農作物等を生産する場合には、指定種苗に表示されている有効成分ごとの農薬の使用回数と農薬使用者が使用する有効成分ごとの農薬の使用回数の合計が農薬の容器等に表示されている有効成分ごとの農薬の総使用回数を超えないように使用しなければならないこととする（第2条第1項）。

また、水質の汚濁を防止する観点から、水田において農薬を使用する際に必要な措置を講じなければならない農薬を新たに3剤追加することとする（別表第1）。

### 施行期日

1 今般の改正は種苗業者への周知が必要なことから、公布から施行までは一定の期間が必要であること

2 有効成分の観点から農薬使用者が遵守すべき農薬の総使用回数を規制することとする使用基準省令の改正が平成17年6月21日に施行されることとなっており、今般の改正をこれと異なる日に施行する場合、農薬使用者が遵守すべき基準が短期間に2回変更されることとなっており、農薬の誤用を招きかねないことから、今般の改正省令の施行期日は平成17年6月21日とすることとする。

ただし、別表1の改正にあっては、公布日からの施行とする。

# 指定種苗と農薬の表示

現 行

改 正 後

## 【表示項目】

表示をした種苗業者名及び住所  
種類及び品種  
生産地  
採種の年月又は有効期限及び発芽率  
数量

その他省令で定める事項

**薬剤により病害虫の防除をした旨及び使用薬剤名**

種菌は製造年月、トリコデルマの有無

## 【指定種苗】

穀類 5  
野菜 36  
果樹 15  
花き 32  
飼料作物及び芝草 24  
きのこ類 16 計128種類

農薬使用基準省令（平成15年  
農林水産省・環境省令第5号）

食用農作物等への農薬の有効成分の  
種類毎の総使用回数の制限



## 【表示項目】

～ 略

その他省令で定める事項

1. 食用又は飼料の用に供される農作物等の種苗で農薬を使用したものについては、その旨、使用した農薬中に含有する有効成分の種類及び種類ごとの使用回数 注

2. 食用農作物等以外の種苗は農薬を使用した旨農薬中に含有する有効成分の種類  
(種菌は現行と同じ)

## 【指定種苗】

穀類  
豆類  
いも類  
工芸農作物のうち糖料、でんぷん、油脂料、香辛料、薬料に利用されるもの  
野菜（食用花きを含む）  
飼料作物  
果樹 15  
花き 32  
芝草 18  
きのこの種菌

注：現行の指定種苗は、作付面積、生産額等から重要性が高いもの、品種数が多く種苗の商業流通が広範に行われているものを告示指定。

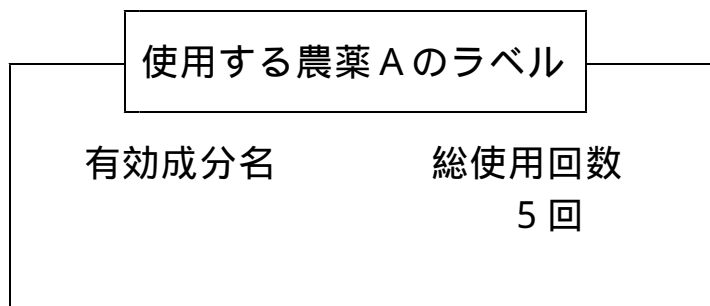
注 農薬の容器に使用時期、使用態様が記載されている場合は当該区分ごとの使用回数を表示する。  
果樹等多年生植物の苗木、穂木は非食用扱いとする。

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」の  
一部改正について

公布日	平成16年6月21日	平成17年4月公布予定
施行日	平成17年6月21日	平成17年6月21日(予定)
改正概要	<p>(1)農薬を使用することができる総回数の積算期間の明確化</p> <p>(2)農薬の有効成分に着目した総使用回数の表示義務</p>	<p>(1)指定種苗を用いて食用農作物等を生産する場合には、指定種苗に表示されている農薬の使用回数と農薬使用者が使用する農薬の使用回数の合計が農薬の容器等に表示されている総使用回数を超えないように使用しなければならないこと。</p> <p>(2)止水期間が設定されている農薬3剤を追加する。  ピリダフェンチオン  キャプタン  ダイアジノン</p> <p>(2)については、公布日から施行。</p>

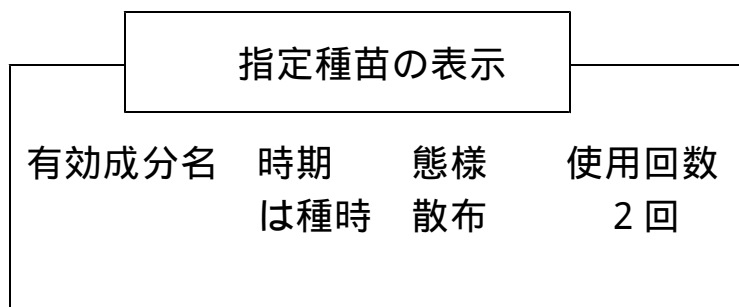
## 農薬使用基準省令の改正後のイメージ

### 【農薬のラベル上】



(農薬の有効成分の使用回数が記載)

### 【指定種苗の表示上】

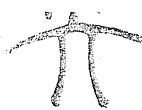


(農薬の有効成分の種類ごとに使用回数が記載)

### 【農薬使用者が使用できる回数】

農薬 A と有効成分を同じくする農薬の使用できる回数

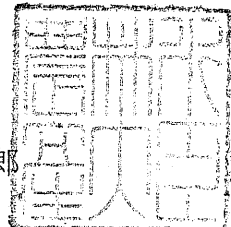
$$5 \text{ 回} - 2 \text{ 回} = 3 \text{ 回}$$



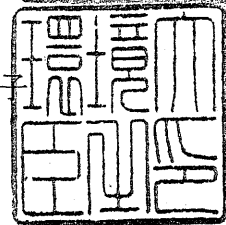
16消安第7510号  
環水土発第050117001号  
平成17年1月17日

農業資材審議会  
会長 瀬尾 康久 殿

農林水産大臣臨時代理  
国務大臣 村上 誠一郎



環境大臣 小池 百合子



農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正について  
(諮問)

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年3月7日農林水産省・環境省令第5号）の一部を下記のように改めることについて、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

- 1 指定種苗を用いて食用農作物等を生産する場合には、指定種苗に表示されている有効成分ごとの農薬の使用回数と農薬使用者が使用する有効成分ごとの農薬の使用回数の合計が、農薬の容器等に表示されている有効成分ごとの農薬の総使用回数を超えないように使用しなければならないこととする。
- 2 別表第一に以下の薬剤を加える。  
六十五 〇・〇ージエチルー〇ー（三ーオキソニーフエニルー二Hーピリダジンー六ーイル）ホスホロチオエート（別名ピリダフェンチオン）  
を含有する製剤

六十六 N-トリクロロメチルチオテトラヒドロフタルイミド（別名キャプタン）を含有する製剤

六十七 (二-イソプロピル-四-メチルピリミジルー六)-ジエチルチオホスフェート（別名ダイアジノン）を含有する製剤